



図・表等に必要なリンクを付けていますので適宜クリックしてご覧ください。

I 第99回「全国安全週間」がはじまります

準備期間：6月1日～6月30日

本週間：7月1日～7月7日

令和8年度全国安全週間スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

花巻監督署では、全国安全週間に当たり、以下の取組みを推奨します。

安全決意宣言

自分が担当する業務で、どのような安全行動を取るのか宣言し、安全な作業を遂行！



ZERO災の日

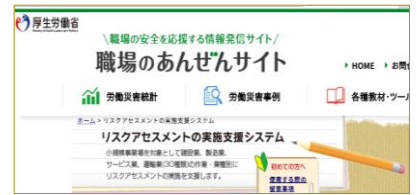
安全活動の積極的な展開、活性化、安全意識の高揚を目指し、特定の日を設定し全員参加型の活動を！



花巻監督署では令和7年4月から推奨しています。

リスクアセスメント

安全パトロール、設備点検等で確認した危険箇所に対して、リスクアセスメントを行いましょ！



こちらも参照→[リスクアセスメントの進め方](#)

II ご存知ですか「安全衛生優良企業公表制度」

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。

全国安全週間を契機に、安全衛生優良企業認定を受けてみませんか？



申請は
職場のあんぜんサイト
から



[厚生労働省 HP](#)



[職場のあんぜんサイト](#)



III シリーズ 労基法クイズ ③ 労基法第16条賠償予定の禁止

仕事中に会社の備品を壊して会社に損害を与えてしまった場合、どう対処するの？

- 第1問** 損害賠償は民事の問題だから当然請求する ①全額請求できる ②請求できない ③本人の過失程度等を考慮し一定請求可能
- 第2問** 後で困らないよう事前に金額を決めておくとい ①トラブル防止のため事前に決める ②損害賠償額を事前に決めてはダメ ③上限額がある
- 第3問** 給料から分割で天引きしてもよい? ①他にも天引きしているからOKだろ ②控除協定が必要 ③本人と話し合いで決める
- 第4問** 本人以外の者にも請求できる? ①同居の家族なら請求できる ②本人以外には請求できない ③身元保証に関する法律に基づく
- 第5問** 問題解決の方法は? ①当事者以外に解決できない ②個別労働紛争解決制度を使える ③第三者を入れる

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！



IV 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

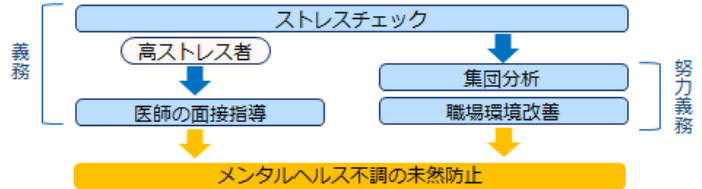
令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業場（「小規模事業場」）におけるストレスチェックの実施が義務とされました。（令和7年5月14日公布。施行日は公布の日から政令で定める3年以内の日。）

厚生労働省では、労働者数50人未満の事業場においてストレスチェックが円滑に実施されるように、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルを作成しました。

本マニュアルは、企業規模50人未満の事業場に向けた内容となっておりますので、これまでストレスチェックが義務付けられていなかった小規模事業場におかれましては、本マニュアルを参照の上、ストレスチェックの実施に向けた準備をすすめていただきますようお願いいたします。



【ストレスチェック制度の流れ】



V 社内で実施可能な 行動災害防止に向けた取り組み



厚生労働省では、増加する転倒災害や腰痛などの行動災害を防止するため、令和7年度委託事業「転倒・腰痛予防のための安全衛生担当者向け教材作成及び広報等事業」において、左の冊子を作成しました。行動災害防止対策にご活用ください。

パンフレットの内容は以下のとおりです。

- 01 労働災害とは
- 02 近年の労働災害の特徴
- 03 実際の行動災害の発生例
- 04 行動災害対策の進め方（STEP1～7）
- 05 実施事例と担当者が感じる効果



次頁「VII エイジフレンドリー」と併せてご覧ください。

VI Q&A 「労働者死傷病報告」

Q：作業員がケガをしたら監督署に報告が必要ですか？ 様式は何号ですか？

A：労働安全衛生規則第97条では「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を利用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。」と規定しています。

具体的な報告の仕方は、「[e-Gov を使用して電子申請](#)」となりますが、「休業日数が0日（不休災害）」の場合は報告不要です。

休業4日以上の場合は、「遅滞なく」報告する必要があります。また、**休業4日未満の場合**は、1月～3月発生分を4月末まで、4月～6月発生分を7月末まで、7月～9月発生分を10月末まで、10月～12月発生分を1月末までに、電子申請によって報告することになります。

以前は「休業4日以上の場合」「休業4日未満の場合」で様式が異なりましたが、令和7年1月1日から原則電子申請による報告になった際に、同じ様式での報告になっています。

労働者死傷病報告の電子申請について、詳しくはこちら「[入力支援サービス](#)」 → <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

e-Gov を初めてお使いの方はこちら（ガイドブック）

花巻監督署からのお知らせ

「[様式ダウンロード](#)」

もご参照ください。







ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

Ⅶ 暑さ指数「WBGT 値」を踏まえた熱中症予防対策

「WBGT 値」とは、暑さ指数 (Wet-Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度 (単位: °C)) です。熱中症リスクを知るためにも、WBGT 値を把握し、適切な対策を取れば熱中症は十分に予防できるものです。熱中症リスクは、屋外・屋内、通風の状況、湿度、服装、身体作業強度 (身体の負荷の程度) などによって変化します。したがって、まずは「WBGT 値」を把握し、暑さに応じた対処がポイントです。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度 (代謝率レベル) の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者の WBGT基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業 (書く、タイピング、描く、縫う、簿記); 手及び腕の作業 (小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け); 腕及び脚の作業 (通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業 (小さい部品); フライス盤 (小さい部品); コイル巻き; 小さい電機巻き; 小さい力で駆動する機械; 2.5km/h以下での平たん (坦) な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業 [くぎ (釘) 打ち、盛土]; 腕及び脚の作業 (トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両); 腕と胴体の作業 (空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫); 軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き; 鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業; 重量物の運搬; ショベル作業; ハンマー作業; のこぎり作業; 硬い木へのかな掛け又はのみ作業; 草刈り; 掘る; 5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 鋳物を削る; コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動; おの (斧) を振るう; 激しくシャベルを使ったり掘ったりする; 階段を昇る; 平たんな場所での走る; 7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20



WBGT 計は、「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したものを使用しましょう!

黒球が付いていないものは、JIS 規格に適合していないため、正しい計測ができない場合がありますので、必ず黒球が付いているものを使用してください。



リーフレット 「WBGT 値を把握して熱中症を予防しましょう!」

Ⅷ エイジフレンドリー (令和 8 年 4 月 ~ 努力義務化)

労働人口の高齢化が着実に進んでいますが、60 歳以上の就労者の労働災害も右肩あがり増加し、全災害に占める 60 歳以上の割合が約 3 割となっています。60 歳以上の就労者の労働災害の発生率 (千人率) は、30 代と比べ、男性は 2 倍、女性は 4 倍と、高く、休業日数も長くなる傾向が示されています。また、男性は「墜落・転落」防止、女性は「転倒」防止がとても重要になっています。

資料: WEB マガジン 「厚生労働」特集: 働く高齢者の安全と健康を確保する

国はこのような状況を踏まえ、高齢者の労働災害防止対策を企業の努力義務とし (令和 8 年 4 月 1 日改正安衛法第 62 条の 2 施行)、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な事項について定めた「[高齢労働者の労働災害防止のための指針](#)」告示が示されました。

皆様の職場ではどのような取組みを行っていますか? まずは、自分の体力・筋力を知るところからはじめましょう!

【事業者に求められる取組み】

指針告示

(1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップの方針表明、担当者の指定など体制整備、身体機能低下等による労働災害に係るリスクアセスメント実施

(2) 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢者の特性を考慮した対応

(3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康状態、体力の状況を客観的に把握 (体力チェック)

(4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康状態 (基礎疾患等)、体力状況に応じた作業配置、作業時間・回数 の考慮、心と体両面の健康維持向上

(5) 安全衛生教育

丁寧な教育訓練、管理監督者等に対する教育

【労働者に求められる取組み】

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

【具体的な取組】

- ・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- ・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

詳しくはこちら ↓

[厚生労働省「高齢労働者の安全衛生対策について」](#)

公示、指針、通達 (チェックリスト)、全身持久力評価方法、各種資料、リーフレットなど

高齢労働者の転倒・墜落災害、重量物取扱いや介護作業における腰痛予防、熱中症予防等を対象とする「エイジフレンドリー補助金」をご活用ください! (次頁をご覧ください。)

Ⅹ エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリーは安衛法に基づく努力義務です。

- ◆ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
 - ◆ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。
- ※ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

申請受付期間 令和8年5月20日～10月31日

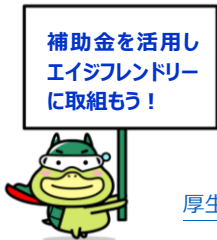
- 注1) 専門か総合対策コースの第1段階期限は8月31日
注2) 予算枠があり、受付期間途中で終了することがあります

- I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
- II 熱中症対策コース【補助率：1/2 上限額 100万円（消費税除）】
- III コラボヘルスコース【補助率：3/4 上限額 30万円（消費税除）】

◆ 申請前に、[リーフレット](#)、[ホームページ](#) をご覧ください。



補助金リーフレット



厚生労働省ホームページ

Ⅹ 働き方改革推進支援助成金

働き方改革 推進支援助成金 申請パンフレット

業種別課題対応コース ← 厚生労働省 HP リンク

労働時間短縮・年休促進支援コース ←

勤務間インターバル導入コース ←

取引環境改善コース ←

団体推進支援コース ←



<お問合せ>

- ・どの補助金・助成金を活用すればよいか分からない
- ・申請書の書き方や実施計画の作成をサポートしてほしい
- ・働き方改革推進支援助成金の制度の詳細を知りたい
- ・申請書類を作ったので、実際に申請したい

働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikataikai.kaku.mhlw.go.jp/top/consultation/iwate.html>



都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)

0197-604-3010

Ⅺ 高度安全機械等導入支援補助金

車両系建設機械等に取り付ける高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。

高度安全機械補助金

補助対象：高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働災害防止協会
厚生労働省が指定した安全性能を有する機械導入のための当補助金事業の公募を実施

補助金

高度安全機械等導入事業者
(中小事業者等)
指定された対象機械を導入する中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

受付期間 令和8年5月15日～令和9年1月28日

対象となる機械等、詳しくは、建設業労働災害防止協会（建災防）のホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



お問合せ先

高度安全機械導入支援補助金事務センター

建設業労働災害防止協会

9:00～12:00 / 13:00～16:30 (土日祝日を除く)

お電話でお問合せの方は
03-6275-1085

メールでお問合せの方は
info_hojokin@kensaibou.or.jp

Ⅻ 労働保険年度更新のお願い



安心して働きたい!

令和
8年度

申告と納付はお早めに

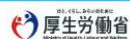
労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1月～7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

労基法クイズの答え 問1：③ 問2：② 問3：② 問4：③ 問5：② [労働条件通知書を適正に交付しましょう!](#)